

(一社)大分県建設業協会会長 殿  
大分県道路舗装協会会長 殿  
大分県電気工事業工業組合長 殿  
大分県管工事共同組合連合会長 殿  
(一社)大分県法面協会会長 殿  
(一社)大分県安全施設業協会会長 殿  
(一社)大分県造園建設業協会会長 殿  
協同組合 大分県塗装工業会長 殿

大分県土木建築部  
公共工事入札管理室長  
(公 印 省 略)

公共工事の最低制限価格等の改正について (お知らせ)

貴職におかれましては、平素から本県の土木建築行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成28年5月から、公共工事における入札事務の取扱を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴傘下会員に対し、ご周知願います。

記

1. 最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準の改正について

低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、次のとおり見直し、2%程度引上げます。

(1) 最低制限価格、低入札価格調査基準価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times 55\%)\}}{\text{設 計 額}} \times 1.08$$

(2) 適用範囲 (改正なし)

予定価格の7/10から9/10までの範囲

(3) 失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

2. 施行期日

平成28年5月2日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用

※改正後の「最低制限価格等の取扱い」及び「低入札価格調査実施要領」については、県庁ホームページからダウンロードできます。

## 入札契約制度の改正について（お知らせ）

大分県では、入札契約制度を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

### 1. 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準算定式の改正

低価格入札による工事品質低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び低入札価格調査における失格基準（以下「失格基準」という。）の算定式を下記のとおり見直しました。

なお、この見直しにより、最低制限価格、調査基準価格及び失格基準は2%程度引上げとなります。

#### (1) 最低制限価格及び調査基準価格算定式（改正後）

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times 55\%)\} \times 1.08}{\text{設計額}}$$

#### (2) 最低制限価格及び調査基準価格の制限割合の適用範囲（変更なし）

予定価格の7/10から9/10までの範囲

#### (3) 失格基準算定式（改正後）

$$(\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

### 2. 適用期日

平成28年5月2日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用します。

※詳細は、県庁ホームページの「最低制限価格の取扱い」及び「低入札価格調査実施要領」を参照してください。

問合せ先：土木建築部 公共工事入札管理室 ☎ 097-506-4527